

八幡浜市建設工事入札参加資格停止措置要綱

〔平成24年7月19日〕
要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務（以下「市工事」という。）の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、八幡浜市建設工事請負業者選定要綱（平成17年要綱第56号）第2条の規定に基づき等級別格付をされた者及び指名競争入札に参加する資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格停止（一定の期間、一般競争入札にあつては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあつては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 市長が前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者は、市工事の契約のため、一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 市長が第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者は、市工事の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 契約担当者は、市長が第1項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参

加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

（入札参加資格停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（当該短期の2倍が36月を超える場合は36月）の期間とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該入札参加資格停止期間中を含む。）に別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大

な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

- 5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、次条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は、入札参加資格停止期間満了後も、改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。
- 7 市長は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。
- 8 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

（入札参加資格停止の通知）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、同条第8項の規定により入札参加資格停止を解除し、第10条第1項の規定により入札参加資格停止の措置を受けたものとみなし、又は同条第2項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が、市工事に関するものであるときは必要に応じ改善措置の報告を、別表第2第4項第1号又は第6号から第9号までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、入札参加資格停止期間

の満了日の1月前までに暴力団との関係を断った旨の誓約書及び改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、前条第6項の規定により入札参加資格停止を終了したとき又は入札参加資格停止を継続したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が市工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第9条 第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止又は前条の規定による警告又は注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

(入札参加資格停止措置の特例)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

2 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の措置を受けた有資格業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づく公募の方法等（以下「公募等」という。）により市の選定（以下「選定」という。）を受けた場合において、当該公募等に係る入札参加資格の審査に係る申請書類の提出期限の日から当該選定を受けた日までの期間が当該入札参加

資格停止の期間と重複するときは、市長は、当該有資格業者に対し、その重複する期間に相当する期間、入札参加資格停止を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(八幡浜市建設工事指名停止措置要綱の廃止)
- 2 八幡浜市建設工事指名停止措置要綱(平成17年要綱第62号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、八幡浜市建設工事指名停止措置要綱により行った処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

別表第1（第2条、第4条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>（粗雑工事）</p> <p>2 次に掲げる工事の施工に当たり、工事（建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 故意による粗雑工事</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 市内における工事で市工事以外のもの（以下「一般工事」という。）</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>（市工事に係る契約違反等）</p> <p>3 第2項に掲げる場合のほか、市工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>4 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事（軽微な損害を除く。）</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>（工事関係者事故）</p> <p>5 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上8月以内</p> <p>1月以上4月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 市内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 市外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 8月以上3 6月以内</p> <p>1 6月以上3 0月以内</p> <p>1 4月以上2 4月以内</p> <p>1 6月以上3 6月以内</p> <p>1 4月以上3 0月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>6月以上2 4月以内</p> <p>5月以上1 5月以内</p> <p>4月以上1 0月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和2 2年法律第5 4号)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 市内における業務(市工事に関する場合を除く。)</p> <p>(3) 市外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 8月以上3 6月以内</p> <p>1 4月以上3 6月以内</p> <p>6月以上2 4月以内</p>

<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、第1号の契約に関し又は第2号若しくは第3号において、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市工事 (2) 市内（市工事の契約に関する場合を除く。） (3) 市外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 4月以上3 6月以内 1 2月以上3 6月以内 4月以上2 4月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(5) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>(6) 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>8月以上1 8月以内</p> <p>8月以上1 8月以内</p> <p>6月以上1 8月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>

<p>(7) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>(8) 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>(9) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(10) 上記を除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(11) 市工事の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への通報及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 市工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 不法投棄。</p> <p>(2) 上記以外の廃棄物処理法違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p> <p>2月以上18月以内</p>
---	---